

平成26年 第21回
教育委員会臨時会会議録

平成26年11月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2411号

平成26年第21回臨時会

日時 平成26年11月25日(火) 午前9時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	綱 川 智 久
委員長職務代理者	澤 孝一郎
委 員	永 山 幸 江
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	安 田 雅 俊
庶務課長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学務課長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	白 井 隆 司
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2404号 第8回定例会(平成26年8月5日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第87号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第88号 南麻布四丁目用地活用方針の変更について
- 3 議案第89号 小学校入学前教育カリキュラムについて

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 学校給食調理業務委託について

- 4 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 7 12月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第21回港区教育委員会臨時会を開会します。(午前9時00分)

それでは、日程に入ります。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 本日の署名委員を小島委員、お願いいたします。

第1 会議録の承認

1 第2404号 第8回定例会（平成26年8月5日開催）

○綱川委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成26年8月5日開催の第2404号、第8回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認とすることに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第87号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○綱川委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。

議案第87号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、港区の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

特別区人事委員会が、去る10月8日に行いました職員の給与に関する報告及び勧告につきまして、10月30日の教育委員会臨時会でご報告差し上げたところでございます。この勧告を受けまして、特別区職員労働組合連合会と交渉を行い、11月21日に妥結をいたしました。これにより、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例を一部改正することとなりましたので、本日、議案として出させていただいたところでございます。

議案資料のナンバー1をご覧ください。

資料の構成は、条例の案文、別表の給料表、条例の新旧対照表、あと一番後ろに今回の改正の内容について記した資料でございます。

このたびの改正でございますが、全体で6点となります。

まず、平成26年4月1日以前におけます民間従業員の給与月額が、特別区職員を0.2%上回っているということから、この公民格差を解消するため、条例第6条に基づく別表第1にある給与表をおおよそ平均で0.2%引き上げる改定を行います。施行期日は、平成26年4月1日で、遡及して適用いたします。

2点目は、民間企業における特別給の支給状況を勘案いたしまして、条例第30条で規定する年間支給月数を0.25月引き上げ、この引き上げ分につきましては、勤勉手当に割り振ることといたします。

なお、勤勉手当は、毎年6月と12月に支給しておりますが、平成26年度につきましては、12月の勤勉手当に割り振るということとしてございます。施行期日は、公布の日でございます。

ここからは、施行期日が平成27年4月1日となる改正の内容でございます。改正内容の3番目になります。地域手当につきまして、国や東京都がこのたび引き上げたことによりまして、特別区といたしましても制度的均衡を図るということから、条例第13条で規定する支給割合を現行の18%から20%に引き上げるものでございます。

4点目です。ただいまの地域手当の引き上げに伴いまして、給与月額の水準を同率の2%程度引き下げるため、条例第6条に基づく別表第1にある給与表を改正するものでございます。

次、5点目です。勤勉手当の引き上げ0.25月分ですが、これにつきまして、平成26年度では、12月の勤勉手当に割り振ると申し上げましたが、平成27年度は、6月と12月支給分に0.25月の半分ずつ、0.125月ずつ割り振るということで、勤勉手当の支給率を改めて改正いたします。

6点目は、管理職特別勤務手当についてです。人事委員会の勧告にはなかったものでございますけれども、このたび、国及び東京都が、管理職員が平日の午前零時から午前5時まで、災害等の臨時的または必要な勤務をした場合、特別勤務手当を支給する旨の改正を行ったことにあわせて、特別区においても同時に改正するものでございます。従来は特に規定はございませんでしたが、今回、新たに定めるものでございます。これによりまして、本条例では第23条の規定の一部を改正するものでございます。

はなはだ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

この表、別表第1、第6条関係というのは、7ページと11ページ、19ページと23ページ、33ページと37ページとありますが、タイトルはみんな同じですよ。中の数字が変わってはいるのですが、非常にわかりづらい資料なのですが、こういうページ数が違うだけでタイトルが全部同じです。説明をしてください。

○庶務課長 7ページから10ページまでが、アップ分で平成26年4月1日に遡及して適用するもので0.2%アップです。11ページから、下がっています。

○綱川委員長 11ページが。

○庶務課長 すみませんが、確認をいたしますので少しお時間をください。

○綱川委員長 この件につきましては後程説明していただくとして、先に進みます。

2 議案第88号 南麻布4丁目用地活用方針の変更について

○**綱川委員長** 次に、議案第88号「南麻布四丁目用地活用方針の変更について」学校施設担当課長、説明をお願いします。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第88号南麻布四丁目用地活用方針の変更について、ご説明いたします。

お手元の教育委員会議案資料ナンバー2を用いてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

港区長から港区教育長宛てに、平成26年11月19日付で、南麻布四丁目用地活用方針の変更について、「麻布四丁目用地活用方針の変更について」の協議依頼がありました。本件は、港区長への回答についてのご審議をいただくものでございます。

最初に、1の対象となる用地です。名称は南麻布四丁目用地、所在は港区南麻布四丁目1番4の一部及び港区南麻布四丁目1番12の一部です。麻布子ども中高生プラザ南側になります。面積は3,628.88平米です。

資料の2ページの案内図をご覧ください。

薄い紫色の斜線の部分が、対象用地となります。区長への取得依頼をしました部分との関係がわかりにくいために、補足説明をさせていただきます。2ページの斜線の上の部分は、現在、麻布中高生プラザとして運用しております。斜線の部分は、区長が取得依頼した用地の一部分と、以前、高陵中学校の仮設グラウンドとして使用していた部分との合算になります。

資料の3ページにお戻りください。

2の協議内容です。区は、平成21年7月14日に教育委員会から、区立小中学校改築のための仮設校舎及びグラウンドの確保を目的に用地の取得依頼を受け、平成21年12月に統計数理研究所跡地を取得しました。そして、平成22年5月20日開催の庁議において、現在の麻布子ども中高生プラザ南側の敷地を区立小学校の仮設校舎及びグラウンドとして活用することを審議し、平成22年6月3日に決定しております。

一方、区では老年人口の増加に伴い、新たな介護老人福祉施設の整備が喫緊の課題となっております。また、障害児や障害者に対応する施設に対する区民の要望にも応えるために、新たに施設整備を行う用地の確保が必要になっております。

今後の区立小中学校の仮設校舎及びグラウンド用地については、平成27年3月31日に廃止となる三光小学校を含めた区有地の活用方針に際し、十分配慮してまいります。

港区南麻布四丁目用地については、これまでの活用方針を変更し、今後、福祉施設として本格活用することを了承していただきたいとの協議依頼がありました。

次に、港区長への回答についてです。資料の1ページの回答内容をご覧ください。

平成26年11月19日付、26港企用第686号の協議を受け、「教育委員会では区の行政需要を考慮し、港区立三光小学校跡地を含めた区有地の活用検討に際し、今後予定されている区立小中学校改築のための仮設校舎及びグラウンドの確保を十分に配慮していただくことを条件に、協議内容について了承します。」と回答いたします。

最後に、参考資料をご覧ください。

平成21年7月14日付で、港区長宛てに依頼した港区区立小中学校仮校舎及びグラウンド施設用地の取得についてを添付しておりますので、後ほどご確認願います。

はなはだ簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

○小島委員 区の小中学校の建てかえのための仮設校舎用地とグラウンドということで、大事な敷地なので、教育委員会が以前区長にお願いして取得してもらったという経緯があります。区長からこういう要望があるということですから、これは、まあやむを得ないと思うのですが、そうした場合に、ここに三光小学校跡地を含めた区有地の活用という書き方をしていますが、三光小学校跡地以外にも、何か現在目ぼしい区有地はあるのでしょうか。

○学校施設担当課長 今のところは、三光小学校が前提となっております、その他ですが、仮設用地についても探しております。それで対象用地が出てくれば、関係者と協議ということになります。

○小島委員 現時点では三光小学校ということでよろしいですか。

○学校施設担当課長 はい。

○綱川委員長 神応小学校の跡地は、対象にはならないのですか。

○学校施設担当課長 神応小学校につきましては、協議した結果、仮設用地としては適さないということもありますので、ほかの用途も含めて総合的に勘案し、三光小学校がふさわしいと考えております。

○綱川委員長 先程わかりづらいと説明がありましたが、多分ピンクの斜線部分の上のところは麻布中高生プラザではないですか。

これ、現在の施設ですから、書き直しておいたほうが良いと思います。

○学校施設担当課長 そのように訂正させていただきます。

○綱川委員長 お願いします。

ほかにごございますか。

○澤委員 3,600平米ということですが、約1,000坪ぐらいですかね。三光小学校はどのぐらいあるのですか。せっかく取得してもらった土地ですが、南麻布四丁目の3,600平米よりも三光小学校のほうがずっと仮設としても使い勝手が良いということであれば、これはいろいろな諸般の事情から止むを得ないのかなと思います。

○学校施設担当課長 現在、三光小学校の敷地面積は4,543平米ありまして、南麻布四丁目用地よりも広いです。

○澤委員 環境として、すごくいいところですね。

○綱川委員長 多分、周りにありすの杜とか中高生プラザがあるので、そういう福祉関係の施設をまとめてここにという計画があるのだと思いますけれども。

○学校施設担当課長 高齢者施設とか、特別老人養護ホーム等を、今、計画していると聞いております。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第88号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 では、議案第88号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、先ほどの87号に戻りまして、説明を庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 大変申しわけございませんでした。先ほどのご質問にお答えします。

まず、7ページからの別表第一です。10ページまでです。これにつきましては、議案としてお出しする状況の平成26年4月1日に遡及して適用する新たな0.2%上がったもの、先ほど説明しました新しい平成26年4月適用の0.2%上げた部分です。

11ページから14ページの別表第一、これは、新たな平成27年4月1日から適用される地域手当の引上げに連動して、今度は下げる、0.2%下げる状況です。ですから、14ページまでは新しいもの、今後適用される、平成26年度、平成27年度になっております。

15ページから、今後は新旧対照表ということでの比較になっております。要はこの2つの、平成26年度に上げる、平成27年度に下げることについての説明の資料ということで、19ページから22ページまでが平成26年4月1日の0.2%上げるものです。先ほどの一番初めの別表と同じです。

それと比較するのが、現在の給与表です。23ページからは現在の給与表です。

27ページからは、今度は平成27年度の体制の新旧対照表で、それと比較するのが新しい、33ページからが2番目につけておりました平成27年4月1日の新たな、0.2%下がるといった、この新しい給与表で、これに比較するものが、上げた平成26年度4月1日、これは、一旦上げたものを下げるという意味での、平成26年度4月1日適用の新たな、今度、遡及して適用させるものということです。

○綱川委員長 2段構えなのですね。

○庶務課長 はい。説明が足りず、大変申しわけございませんでした。

○綱川委員長 それでは、ほかにご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第87号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第87号については、原案どおり可決することといたします。

3 議案第89号 小学校入学前教育カリキュラムについて

○綱川委員長 続きまして、議案第89号「小学校入学前教育カリキュラムについて」指導室長、

説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案となりました第89号小学校入学前教育カリキュラムについて、ご報告した後、ご審議をいただきます。お願いいたします。

幼児期の教育の充実については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、学習指導要領にその重要性が示され、国や都からさまざまな報告や資料が作成されてきました。

これらのことを受けて、港区でも平成25年10月に小学校入学前教育カリキュラム検討委員会を立ち上げ、港区の質の高い幼児期の教育の実現と、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを目的として、公私立幼稚園、公私立保育園、幼稚園、小学校が連携して小学校入学前教育カリキュラムの作成に取り組み、このたびカリキュラムとしてまとめましたので、ご説明させていただきます。

それでは、A4版大とじの冊子をご覧ください。幾つかポイントを絞ってご説明いたします。

カリキュラムの構成は、第1章から第5章までとなっております。

まず、1ページでございますけれども、1ページから第1章として、港区が目指す「幼児期の教育」の推進理念を示しております。保育園、幼稚園、公私立にかかわらず、港区は子どもにとっての視点に立った幼児期の教育を確かに推進していくという理念を示しております。

続きまして、8ページ、第2章でございますが、こちら、基本的な考え方として、幼児期の終わりにまでに目指す姿として大切にしたい「三つの力」等について書かれてございます。

12ページ、13ページの図をご覧ください。

幼児期の教育と小学校教育は、学び方が異なるため、それをつなぐものとして「三つの力」を設定していますが、この「三つの力」は港区ならではのもので、この「生活する力」、「発見・考え・表現する力」、「かかわる力」この「三つの力」を始点に、幼児に身につけさせたい内容を明確にしてございます。

続きまして、15ページをお開きください。

第3章は、小学校入学前教育カリキュラムの内容でございます。ここでいうカリキュラムでございますが、順序よく活動をこなすためのカリキュラムという意味ではございません。16ページに、真ん中、中段上に表がございます。ここに、5歳児のカリキュラムの後期の部分を、入学前教育カリキュラムのアプローチカリキュラムということで、さらに小学校1年生、入学当初の入門期のスタートカリキュラムとして位置づけているものでございます。カリキュラムの内容については、幼稚園教育要領や保育所保育士の趣旨を踏まえて、幼児が幼稚園、保育園で生活したその結果育まれる心情、意欲、態度等をあらわすものでございます。

それでは、続きまして第4章です。39ページから説明をいたします。

こちらには、連続して一貫性のある実践例ということで、具体的な指導をするというところで、実践例が示しているところでございます。

続きまして、49ページから第5章として、家庭との連携について記述してございます。

特に幼児期の教育については、家庭との連携を欠かすことができないものでございますので、園

と家庭がしっかりと連携できるよう、54ページから具体的な幼児の姿、教師のかかわりについて、家庭ではこんな配慮をしていくことが大切ですということで、取り組み例、幼稚園の取り組み例をもとに、ここに資料としてまとめているものでございます。

冊子の説明については、以上でございます。

なお、この小学校入学前教育カリキュラムでございますが、区内の保育士と教員に配付します。

なお、A4の裏表の、4つ折りの「わくわく1年生！」の資料をご覧ください。

こちらは、家庭用のリーフレットとなっております。港区、今、在宅で子育てをしている家庭もありますので、保育園や幼稚園などの入学前施設に入る家庭に限らず、在宅による子育てをする家庭に対しても、小学校入学前の家庭教育について理解を図るため、このリーフレットを作成しております。リーフレットについては、今後、ホームページ等でも閲覧できるよう準備を進めてまいります。

今後の予定ですが、教育委員会で審議・決定の後、庁議での審議、区民文教常任委員会で報告してまいります。また、2月には保育士や教員を対象として、カリキュラムの活用に向けた説明会を開催する予定です。作成の趣旨や活用について提案するとともに、当日は講師の先生をお招きして、幼児期の教育をテーマにしたシンポジウムを予定しております。

この説明会等の効果ですが、各保育園・幼稚園で保育士や教員が、このカリキュラムを活用することで、指導の改善・普及が図られ、港区の幼児教育の質の向上が期待されるものと考えます。また、保護者にとっても、小学校入学前の不安や心配を和らげるものと考えております。

これら保幼小の取り組みについて、今後、広報みなど、教育委員会の広報紙ひろばを初め、どのような活用をし、どのように周知するかということについては、現在、進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対するご質問、ございますか。

○**小島委員** 今まで幼児教育が非常に大事だと、文部科学省も入学前の幼児の教育について、力を入れなくてはいけないということ言われていたのですが、今回、この育ちと学びをつなげると書いてあるということで、幼児教育の内容が体系的に具体的に、非常にわかりやすくまとめていただいて非常によかったと思います。読ませていただいて、本当になかなかすばらしくまとまっていると思っております。今までこんな体系的にまとめた資料はなかったですね。

○**指導室長** これまで3歳から3年間の保育の、公立幼稚園にとっての指導計画等は立てておりましたけれども、私立幼稚園、公私立保育園のほうにまで広げて検討して、こういった形になったということは初めてです。このカリキュラムを受けてこれからしっかりと進めていかなければいけないものと考えでございます。

○**小島委員** 幼児教育で、今回、生活する力と発見・考え・表現する力、かかわる力ということで、具体的にこういうことが大事なのだというのが出てきて、わかりやすくなってきましたが、幼児教育が本当に大事だという中身的なものとか、あるいは理念的なもので、これだから幼児教育という

のは、本当に子どもたちが成長していく過程で大事なのだというのは、簡単に言うとどんなことなのでしょう。そのことを聞きながら、このカリキュラムを理解したいと思います。

○指導室長 まず、生活する力にかかわっては、まず基本的な生活リズムであつたりとか生活習慣、それがまず大前提になることかなと考えております。

そして、幼稚園、幼児期、小学校入学前の教育でやはり大切な部分というのは、自分で発見したり、考えたり、表現する力です。要するに、遊びの中でさまざまなものに触れる中で、こんなことがわかったとか、こう考えてみようとか、自分でそれを友達と一緒にどのように発表していこうかなど、そういったことを学習としてではなくて、遊びとして幼児期にしっかりと根づかせるということがとても大事なことで考えてございます。その辺の幼稚園での学びが、義務教育9年間の中で、しっかりと学習の中でそういう根底として発見・考え・表現するという、そういったものが生かされていくことが、幼稚園、幼児期の教育に求められるというふうに考えています。

当然、ひとりで勉強するわけではございませんので、下段にありますかかわる力、友達と一緒にかかわる。そのためには、挨拶であつたりとか、決まり、約束を守るということが、これも大前提になることでございます。

いずれにしても、この「三つの力」というものをきちんと小学校入学前の段階で、しっかりと身につけておくことが、これからの義務教育9年間、また、その後の学びにとっても重要なものであると考えてございます。

○小島委員 そうすると、今の生活する力、発見・考え・表現する力、かかわる力、これを小学校1年生の前の幼児期に身につけておくということが、小学校1年になってから、あるいはまた、小学校から中学校と続く学習において、幼児期にこの力をつけることが非常に大事だということになるわけですね。

○指導室長 はい、そのとおりでございます。

○小島委員 これは、小学校1年生からやったのでは遅いですか。

○指導室長 幼稚園教育というのが、まだ子どもたちが学校で学ぶ以前に、しっかりと発達段階に応じた学びとして、幼稚園での学びがあります。教科書を使って平仮名を勉強したり、計算を勉強したりするより以前に、自分がしっかりと発見、考えたりすることがとても楽しいことなのだという事など、数多く心の奥底に、根づかせるというか、そのような意味がございまして。

当然、小学校においても、入学時においても、同様のことは学校に取り組みせなければいけないと考えていますが、6歳の就学の前、その時点でしっかりと幼児期にこういった力を身につけさせることは大変重要であると考えてございます。

○小島委員 4歳、5歳、そのような幼児の発達段階で、今、「三つの力」を十分蓄えるだけの、成長した能力があるのですか。4歳、5歳の幼児にこういう力を求めるということは可能だということですか。

○指導室長 こちらについては、入学前教育カリキュラムということで、5歳児を中心にやっておりますけど、その5歳児の学びにつながるような3歳児、4歳児の教育があると思います。とても

大事なものであります。

○小島委員 幼児教育が、今まで大事だと言っておきながら、私個人としてはなかなかうまく理解できなかったのですが、今回、このカリキュラムで、この3つの生きる力が、小学校に上がるときに、知・徳・体の教育につながっていくという説明を受けて、ああ、なるほどということで、この幼児教育が大事だということが、本当に実感としてこのカリキュラムを読ませていただいてわかりましたので、大変参考になりました。ちょっと感想を述べさせていただきます。

○澤委員 小島委員と同じで、基本的には非常にいいものだと思います。ただ、幼稚園と保育園というのは、若干基本的にビジョンが違うのですが、双方の共通部分に対して、港区としてこういう基本的な資料を皆さんに提示して、これからの港区の幼児教育の充実を目指そうということです。これは、大げさに言うと、保育園なり幼稚園で教育、保育に携わる人の一つのバイブルというような、そういう位置づけにしていてもらいたいなという希望があります。一方では国の方針も、保幼小連携ということで、それは最終的には小中の連携にもつながる。だから、この基本的な考え方は、今港区でやっているアカデミーの考え方と共通するものがある。

指導室長の予定ですと、保育士また教員に説明会ということですが、教員というのは小学校の先生も入っていますか。

○指導室長 この説明会、芝浦小学校で実施する予定ですが、芝浦小学校の教員はもとより全区の小学校のほうに案内を出して、参加を呼びかけます。

○澤委員 ぜひとも小学校の先生にも積極的に参加していただいて、幼保小の連携をさらに流れとして強めるような、そういうワンステップになればいいかなと思っています。

細かなことですけれども、この目次で、第3章の、1番に(1)、(2)、(3)とありますが、(2)が作成についてとなっています。それはアプローチカリキュラムの作成についてということですね。ですから、(3)のところではアプローチカリキュラムというよりも、アプローチカリキュラムは(2)のところではアプローチカリキュラムの作成についてとしていただくと、(3)はその作成におけるポイントというようになると思います。そのほうが、何か素直な気がします。

○指導室長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○永山委員 小島先生、澤先生が言われたように、この案はすばらしいと、今までなかったのが大変わかりやすいと思います。また、前日の地区教育会議のときにも、保幼小の連携という議題で、参加した方から、幼稚園の園長先生、小学校の校長先生は来ているのに、何で保育園の方は来てないというご質問がありました。担当分野が違うことによって、連携ができないこともあると思いますので、長い目で見ると一つの集まりにするような検討、ほかの区は保育園が教育委員会の所管になっているところもあります。短期的な話ではないですが、連携する上では、一緒になったほうがさらにいいものができるのではないかと私の意見です。

○指導室長 保育園が、こういった説明会や会議に出席することは、とても大事だと思っておりますので、今後、そういった機会を、説明会等も含めて考えていきたいと思っています。

○綱川委員長 この26ページからずっとスタートカリキュラムと書いてあります。これは、スタ

ートカリキュラムの例と書いてあるところに、今まで幼少とか、そういう連携のところで次に何をやるかと、前の段階の人たちが全然知らなかったと、今回、このアカデミーで、こういう感じは非常にいいのですけれども、これを港区の特徴や特色でこういうふうにできるのだと私は理解しているのですけれども。未就学児で幼稚園にも保育園にも通っていない、家庭で育てられているお子さんたちの保護者に対して、やはりこういうパンフレットも必要なのですが、スタートカリキュラムを理解してもらう作業は、非常にこれから必要なのかなと。幼稚園、保育園に通っている子どもたちは、こういうことを踏まえて先生方が教育をプレ段階でしてくれますが、ただ、家庭においては、例と書いてはありますが、非常にこのスタートカリキュラムを、こういうふうにやりますから、皆さん、そこまでに何とか子どもたちをここまでなれるようにしてくださいというようなお願いとも見えるのですが。保護者にもやはりその辺のところを別刷りでも、就学前説明会がありますので、そういうときにでも配っていただいて、4月、5月にはこういうのがありますからと、そこまで踏み込んでいただくと、非常にいいと思います。

○指導室長 今、委員長おっしゃった、新入生保護者会等の折に、実際に小学校のスタートでどのようなことが授業で行われるのか、ご指摘のような形でこれまでも新入生保護者会等の機会を実施していたと思います。各学校に、今回このようなものができましたので、有効活用していただけるように、各学校のほうにも働きかけていきたいと考えます。

○綱川委員長 せっかくいいものができているので、活用していただければと思います。
ほかに、よろしいですか。

○教育長 これは、保幼小、そして私立の幼稚園、保育園も、それから小学校の代表の先生方も入って検討していただいたということで、資料を見ると、検討委員の名簿しか載っていませんが、検討の経過でどういう研修を何回やったとか、会議を何回やって練り上げてきたという資料も必要かと思うので、資料のところに検討の経過を、表にして載せたほうが親切です。

また、5ページに小1問題という項目がありますが、これだけだと小1問題というのが、よくわからないので、脚注等で小1問題っていうのはどういうものかということを加えて補筆をお願いをしたいと思います。

○指導室長 経過についてでございますが、教育長ご指摘のとおり、資料のほうに記載を考えさせていただきます。

なお、検討委員会につきましては、あと1回残っているわけですが、6回の検討委員会が開催されました。ワーキングの作業部会につきましても、その検討委員会の合間に延べ9回ほど、小さな会議も入れるともう少しあるのでしょうかけれども、全体としては9回ほど実施しております。

なお、小1問題の説明については、わかりやすいように記載を検討いたします。ありがとうございます。

○綱川委員長 小1問題と書いてありますが、何か問題があるのかなと思ってしまうので、言葉も選んだほうがいいと思います。よろしくをお願いします。

というわけで、今、貴重なご意見がございましたが、これについてはさらにブラッシュアップを

していただいて、各校にやっていただくというのが前提で、この議案第89号については採決をしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 では、議案第89号については、原案どおり可決することといたします。

第3 教育長報告事項

1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○綱川委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 先ほどご審議いただきました幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらの条例が改正された場合には、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を一部改正する必要が生じるということで、本日は、規則の改正の概要についてご報告いたします。

勤勉手当に関しては、支給月数の改正でございます。これにつきましては、特別給の年間支給月数を0.25月上げて4.2月とするものでございます。この引き上げ分、0.25月につきましては、勤勉手当に割り振るという勧告を受けてのものでございます。勤勉手当は、毎年6月と12月の特別給のところで支給をしているところでございますが、平成26年度に関しましては、6月の支給は終わっておりますので、12月分に0.25月を割り振ってこの資料の中ほどのとおり支給する予定としてございます。

平成27年度でございますが、その下でございます。6月と12月に、それぞれ0.125月を上乗せして支給をする予定でございます。

改正の時期でございますが、平成26年度適用分につきましては、条例の一部改正条例が区議会で議決された後、速やかに行うこととします。

平成27年度適用分については、本年度中に別途改正する予定でございます。

施行の期日は、平成26年度適用分については公布の日、平成27年度適用分については平成27年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。よろしいですか。

2 学校選択希望制集計結果について

○綱川委員長 それでは、次に、「学校選択希望制集計結果について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、学校選択希望制集計結果についてご報告をさせていただきます。

前回の当委員会で、中間集計についてご報告したところでございますけれども、今回、結果を取

りまとめましたので、改めてご報告をさせていただきます。

資料ナンバーの2をご覧ください。

結果については、11月21日、先週の金曜日でございますけれども、学務課や学校での掲示やホームページで公表をしてございます。

小学校でございますけれども、昨年と同様の芝、御田、本村、東町小学校の4校に加えまして、新たに御成門小学校が抽せん実施校となっております。

一方、昨年度の抽せん実施校の高輪台、白金小学校は抽せんを外しています。

また、中学校の方をご覧ください。中学校では、昨年に続きまして、三田、高松中学校の2校が抽せん実施校となっております。

表の見方は前回お示ししたとおりでございますけれども、小学校の裏面をご覧ください。例えば一番上の御成門小学校でございますけれども、(a)の部分が学区内の方、または特に意思表示をされていない方の合計でございます。80名となっております。

それから、他の地域から御成門小学校を選択した方、これが(b)でございますけれども、10名ということで、合計90名が入学予定者となっております。

御成門小学校については、過去の入学率、あるいは今後の平均の転入・転出数等の状況から、受け入れ上限数を超えるという判断をいたしまして、抽せんを実施いたします。

同様に、芝、御田、本村、東町小学校については、抽せんを実施いたしますけれども、それ以外の学校については、受け入れ上限数を超えないという判断をいたしまして、抽せんの対象外といたしました。

中学校についても同様の考え方でございます。

なお、白金の丘学園でございますけれども、小中学校とも予想を大きく外すことはなく、受け入れ上限数は超えない見込みでございます。

また、抽せん対象の方には、公表と同時に個別に通知をしております。抽せんは12月2日、区役所9階大会議室で、中学校については午前10時、小学校は午後1時半から公開で実施をさせていただきます。

最終的に、1月中旬に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に入学決定となります。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明にご質問ございますか。

○小島委員 いよいよ白金の丘学園が来年4月に開校するというので、今回の選択希望表の結果を注視していたのですが、学務課長、この小学校の場合、白金の丘は通学区域内から21名、それから中学校の場合は通学区域内から28名となっておりますが、これは、どのように分析していますか。

○学務課長 まず、白金の丘小学校です。昨年度は18名、今年度が21名ですから、あまり変わりございません。合計の部分でいうと、今年度が126名、昨年度が103名です。やや増加しております。

次に、白金の丘中学校でございますけれども、昨年度は9名、今年度は28名です。合計としては、昨年度が55名で今年度が97名です。40名ほど増えましたが、十分対応可能と考えております。

○小島委員 中学校はかなり増えているということで、中学校は2クラスですよ。

○学務課長 最低2クラスということで、受け入れ上限数は書いてございます。

○澤委員 小学校の場合に東町小学校が通学区域外から47ということで、最終的に抽せんになりました。PTAとの会合のときに南山小学校のPTA会長さんと話しましたが、南山は今回、学区域内49、区域外から1ということですのでけれども、去年はどんな数字ですか。

○学務課長 南山小学校ですけれども、通学区域外は昨年度12名でございます。大分減っております。ただ、合計としては、昨年度46名、今年度50名でございますので、ほとんど変わっておりません。

○澤委員 なるほど。ただ、学区域外からはかなり減ったのですね。わかりました。

○綱川委員長 東町小学校のところというか、この2ページ目の表には、「内兄弟優先枠」と書いてあります。縦に御成門小学校の0名から東町小学校の6名まで。今年度、制度を少し変えて、外国人枠を10名までとしました。それについて、ここに書いておく必要はございませんか。内数に入っているのですか。

○学務課長 今年度、制度を若干変えさせていただきまして、近隣の外国人枠については、兄弟枠より優先することにしております。

○綱川委員長 そういう人は、何名ぐらいいるのですか。

○学務課長 学区域外で現在、2名いらっしゃいます。

○綱川委員長 今年はどうですか。

○学務課長 2名いらっしゃいます。

○綱川委員長 わかりました。2名だから、10名以内なので、完全に決定ということで入れるということですね、隣接以外の場合は、10名を超した場合、隣接で10名、それ以外のところから場合は、もうそこは優先枠はなくなるわけですね。

○学務課長 学区域外かつ隣接外ということであれば、優先枠はなくなります。

○綱川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、この案件はこの辺で。

3 学校給食調理業務委託について

○綱川委員長 続きまして、「学校給食調理業務委託について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、学校給食調理業務委託について、ご報告をさせていただきます。

資料ナンバー3をご覧ください。

学校給食調理業務委託につきましては、学校給食の安全の確保や食の教育の充実を図ることを基本としており、調理業務のより効率的な運営のため、平成16年度から順次業務委託を進めております。

経緯については、資料の1のとおりでございます。一番上の1の部分をご覧ください。

現在、小中学校24校で給食調理業務を委託しております。

次に、2の委託する業務の範囲でございますけれども、裏面のほうをご覧ください。

学校給食に関する行程の中で、調理業務に関する丸で囲んだ部分が委託の範囲となります。委託事業者は、購入した食材の検査など検収や調理作業、それから配食・運搬、給食終了後の洗浄、給食室の清掃など、主に業務の作業的な部分を行います。献立作成や食材の発注、調理品のチェック、これについては引き続き各学校に配置しております栄養士が中心となって行います。

表に戻っていただきます。

3番目の留意点については、ご覧のとおりでございます。(1)自校方式の維持、(2)学校単位の委託、(3)はプロポーザル方式による選定、(4)は安全で質の高い給食の確保、(5)は学校給食運営協議会の設置でございます。

次に、4番目の委託実施校についてでございます。平成27年度から新たに委託を予定している学校は、白金の丘小学校及び白金の丘中学校でございます。現在、三光小学校及び朝日中学校については、既に委託を実施しておりますので、この2校の受託業者、フジ産業株式会社というところですが、現在、港区内で7校受託しております。この2校の受託業者が、引き続き白金の丘小中学校の調理業務を行います。

なお、これに伴い、現在直営の神応小学校が委託に切りかわることになります。来年の2月に行われる神応小学校の保護者説明会で時間を少しいただきまして、保護者の方に説明を行う予定でございます。

説明は、以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

平成26年度の三光と朝日の委託業者がフジ産業であったということですが、その業務については継続というか、契約が残っているので継続するのですか。それとも、新たにプロポーザルをしたのですか。

○学務課長 プロポーザルで6年間の契約が可能となっております。

契約は1年単位ですが、平成29年度まで契約可能でございます。評価委員会というのがございまして、その中で、今年度、10月30日に検討したところ、更新を認めるという評価がありましたので、更新をさせていただいたというところでございます。

○綱川委員長 わかりました。そうすると、今3年目ですから、残り3年が終わるときに、プロポーザルをやるということですか。

○学務課長 今回は、プロポーザルはやりませんが、平成30年度以降の契約にあたっては、プロポーザルにより業者を選定することになります。

○永山委員 残っている学校については、順次、平成28年度からやっていくということですか。

○学務課長 そのとおりでございます。

○小島委員 永山委員が質問した件ですが、平成16年度から委託が始まって、10年たってほぼ

残り3校になったということで、その間の学務課の努力、大変だったと思います。やはり、流れとして全校委託業務化したほうが良いと思うので、しかもなるべく早くしたほうが良いと思います。その辺の見通しはどうか。

○学務課長 今、職員の問題もございますので、今その辺を検討をしているというところでございます。ただ、方向性としては、やはり委託化してまいります。

○小島委員 なるべく早くという方向でやっているわけですか。

○学務課長 はい。

○綱川委員長 まだ定年を迎えない職員が結構いらっしゃるということですか。それとも、それを促進していくのですか、職変とかそういうことで。

○庶務課長 はい、18名おります、退職不補充という扱いは変わってございません。あと、調理職から用務職への希望による転職という制度を残してございます。やはりまだ40代の職員もいる中で、職員団体と協議を始めているということでございます。いずれにしても、どこかの時点では全ての学校において業務委託をする必要があると思っております。

○小島委員 40代ということは、最大であと10何年は委託できない学校が残るということになるのですか。

○庶務課長 一つの学校を運営するのに必要な人員がございますので、それが、全員そろわなければ直営ではちょっと維持は難しいのかなとは思っております。丁寧に職員団体と協議をして、しつかり時期というのを見きわめていきたいと思っております。

○小島委員 わかりました。

○綱川委員長 促進をするのかしないのかというところで、組合との関係もいろいろあるのでしょうけれども、その制度がなくなるとか、職種をかえるというのも特例でやっていると思います。やはりある程度時限的にしていかないと、ということをお島委員は言われていると思いますので、組合との関係もあると思いますが、なるべく早くというか、もうそろそろいいのではないかという意見があったということによろしいですか。

4 生涯学習推進課の12月事業予定について

○綱川委員長 それでは、次に、「生涯学習推進課の12月事業予定について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の12月事業予定について、ご報告をいたします。

資料ナンバーの4をご覧ください。12月の予定です。

生涯学習関係では、生涯学習推進課の事業として、被災地支援のいわき市の物産展を企画しております。指定管理者の事業としては、歴史の講座を開催いたします。スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業として、毎週日曜日の各小学校のラグビー教室でございます。それから、指定管理者の事業としては、フィットネス系の各教室、それから、裏面にわたりますが、水泳の教室などを実施してまいります。

報告は以上でございます。

○網川委員長 質問、ございますか。

12月途中から、多分スポーツセンターの開所がありますので、12月の事業はそっちへ全部移行するのですか。

○生涯学習推進課長 移行はしたいと思います。

○網川委員長 わかりました。

ほかに質問ございますか。

5 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

○網川委員長 「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 港区文化財保護審議会委員の委嘱について、教育委員会資料ナンバー5を使いまして、ご説明させていただきます。

本件につきまして、当委員会へ報告となっておりますのは、港区教育委員会議案専決規定第4条に、教育長が専決する議案というものを別表で定めるものとなっております。その別表、第4条関係によりますと、この件名がありまして、附属機関に関することということで、文化財保護審議会も附属機関に当たりますが、その教育長専決の中で、附属機関の構成員の任命及び報償額の決定に関することという規定がございます。本案件につきましては、文化財保護委員会の委員につきまして、その構成員でありますので、任命は教育長専決となっておりますので、当委員会へはご報告とさせていただいているものでございます。

現在、17期の委員の方が9名いらっしゃいますが、この資料のナンバー5のように、平成26年11月30日をもって期間満了となります。文化財保護条例の第41条に委員の任期が定められておりますが、委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとなっております。同条例、文化財保護条例の第40条で、審議会は委員の12人以内で組織するということとなっております。それを踏まえましてご説明をさせていただきます。

文化財保護条例第37条の規定に基づいて、第18期の委員の任期が平成26年11月30日をもって満了しますので、19期の委員を委嘱いたします。委嘱期間は2のとおり、平成26年の12月1日から、平成28年の11月30日までとさせていただきます。

裏面のほうに、今回の審議委員会の委員さん、19期の名簿が載っておりますが、全ての方が再任とさせていただきます。先ほど申しましたように、18期では9名おりました。段木先生という方がいらっしゃったのですが、ご高齢により19期については辞退されましたので、現在、18期でいらっしゃる段木先生を除いた8名の方を再任とさせていただきます。

段木先生の後任につきましては、先ほど申しましたように、12人以内で委員を定めるとなっておりますので、改めまして19期の委員の先生方と相談をして、段木先生の後任について定めるか、選ぶか、相談した上で、教育長決定としてまいりたいと考えでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○**綱川委員長** 今の説明に対してご質問ございますか。

○**小島委員** この担当分野というのは幾つあるのですか。

○**図書・文化財課長** 先ほど申しましたように、12人以内で組織するという形でございますが、なるべくばらけるような形で、こちらで先生にお声をおかけするときに選んでございます。今回、退任されます段木先生は民族学でございましたので、後任の方は民俗学もしくはそれに近い分野という形で、なるべく美術史、近世史、古代から現在、それと美術関係のものを含めて均等に選んでいくようにしてございます。

○**小島委員** ここに、有形文化財と有形民俗文化財と記念物というのがあるのですが、それ以外にもあるのですか、担当分野ということで。

○**図書・文化財課長** はい、今回退任されました段木先生は、有形文化財の民族文学の専攻でしたので、基本的にはこの項目を細かく決めているものではございませんので、均等になるようにこちらで選んでございます。条例上も、そこまで委員さんの専門性までは明記してございませんので、先ほど申しましたように、委員を選任するときに、均等になるように選んでいるというものでございます。

○**綱川委員長** ちなみに先生は、「港区の教育」によると、伝統工芸と書いてあります。

○**図書・文化財課長** 港区の伝統工芸で、有形民俗文化財の保護を担当していただいていた。

○**綱川委員長** 少し気になったのが、委員の方々に相談しながら決めるということなのですが、そういうものなのですか。

○**図書・文化財課長** 基本的に、こちらで選任するという形なのでございますが、いい先生がいっぱいあればご紹介をいただくという形でございますが、先生方のほうで見つからないということであれば、当然私どもで、関係機関等また問い合わせ探していくものでございまして、9人目を選ぶかどうかも含めてご相談をさせていただこうと思っております。

○**綱川委員長** 政策的に決めるのかなと思ったのですが、ご相談したとなると違う方向に行くこともありますね。

○**図書・文化財課長** 先ほど申しましたように、民俗学の部分が弱いという判断がこちらとしてはありますので、9人目はその方向から選んでいくという政策的な判断をしております。

○**綱川委員長** わかりました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について

○**綱川委員長** それでは、続きまして、「図書館・郷土資料館の12月行事予定について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** それでは、図書館と郷土資料館の平成26年12月分の行事予定につきまして、教育委員会資料ナンバー6を使いまして、ご説明させていただきます。

1 ページ目、映画会でございますが、12月ということで忠臣蔵の時期でございますので、みなとでは忠臣蔵の映画会を実施する予定としてございます。

3 ページに参りまして、子ども会になりますが、12月、クリスマスの時期ですので、各館におきましてクリスマス子ども会を実施する予定としてございます。

5 ページに参りまして、子どもばかりの行事が続きますので、その他のところ、図書・文化財課でやる大人向けの朗読会ということで、みなと図書館朗読会、それから港区ゆかりの人物の志賀直哉をということで、志賀直哉の小説についての朗読会を予定してございます。

続きまして、6 ページ、7 ページのところ参りまして、郷土資料館のほうに移ってまいります。郷土資料館のところで、12月の19日から最近の発掘調査の成果からということで、コーナー展を実施することとしてございます。港区内での最近の発掘調査の成果をコーナーの形で展示するものがございます。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

○綱川委員長 質問ございますか。

○澤委員 最近の発掘調査の成果で、図書・文化財課長、何かこれはというものはありますか。

○図書・文化財課長 今年の発掘調査、六本木周辺地区で行われたものが多うございまして、旗本花房家。それと、長門・萩藩、毛利家屋敷の遺構。それと、麻布の龍土町屋遺跡の出土遺跡を展示する計画としてございまして、毛利屋敷、宇和島家などで出たものがございます。掘ったものですので、茶碗とかそういうものが主なものとなります。

○澤委員 ありがとうございます。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。

7 12月指導室行事予定について

○綱川委員長 それでは、「12月指導室行事予定について」指導室長、説明をよろしくお願ひします。

○指導室長 では、12月の行事予定について、教育委員会資料ナンバー7でご報告いたします。

ご覧のように、研修会、そして小中学校の音楽鑑賞教室、8日にはかねてからご案内の子どもサミットもございます。研修会等では、3学期に向け、先生方にどんな目標でまた3学期に進めるべきかというあたり、評価していきたいと考えております。

説明、簡単でございますが、以上です。

○綱川委員長 この案件につきまして、ご質問ございますか。

○小島委員 12日金曜日の副校長研修会で、議題として「組織的な生活指導・保護者対応に向けた副校長の役割」とあるのですけれども、組織的な生活指導だから、子どもたちへの生活指導なので、保護者対応に向けたと書いてありますが、副校長が保護者にどういう、対応や役割を果たすというようなことになるのですか。

○指導室長 毎年、この副校長研修会につきましては、小中学校の園長会長、校長会長に講師を

担当していただいています。今回、生活指導に視点を当てて、中学校における生活指導、実際、生活指導にかかわって、保護者のネグレクトの件など、家庭環境にかかわるものが生活指導上困難なケースとして多くなっております。そういったことも含めて、副校長が生活指導主任と保護者対応等でどんな役割を果たせるかということで、伊藤校長のほうに話をさせていただく予定でございます。

○小島委員 この保護者対応というのは、原則的には、最初は小学校だから、担任の先生が対応するというので、それをバックアップする役割が副校長に期待されているというような図式になるのですか。

○指導室長 中学校でございますと、まず担任と学年が中心になって生活指導の対応に当たります。そうした場合、保護者に対してどういうスタンスでその生徒の指導に当たっているかがポイントです。保護者に伝えたり保護者に求めていくことがございますので、管理職として副校長が、学年だけの対応でなく、どういう役割を果たすかということで重要な位置を占めております。副校長が保護者対応をどう進めるかということ为例に挙げて講義していただくようになります。

○小島委員 わかりました。

○綱川委員長 ほかにございますか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他ございますか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 わかりました。

「閉 会」

○綱川委員長 なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を12月9日午後3時から開催予定です。

お疲れさまでした。(午前10時26分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱 川 智 久

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐